

## 議案 2

## 北条都市計画道路の変更について

わだほうじょう

1・4・2号和田北条線（一般国道313号）

本審議

## 議案の概要

2

## 《都市計画変更の概要》

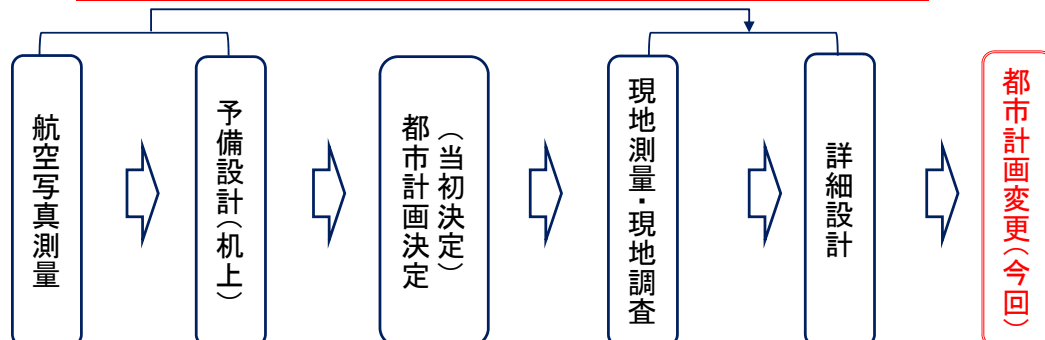
当初の都市計画決定後に行った現地測量及び詳細設計の結果に基づき、都市計画を変更するもの。

## 主な変更内容

▶ 北条ジャンクションの道路構造を盛土から橋梁構造に変更

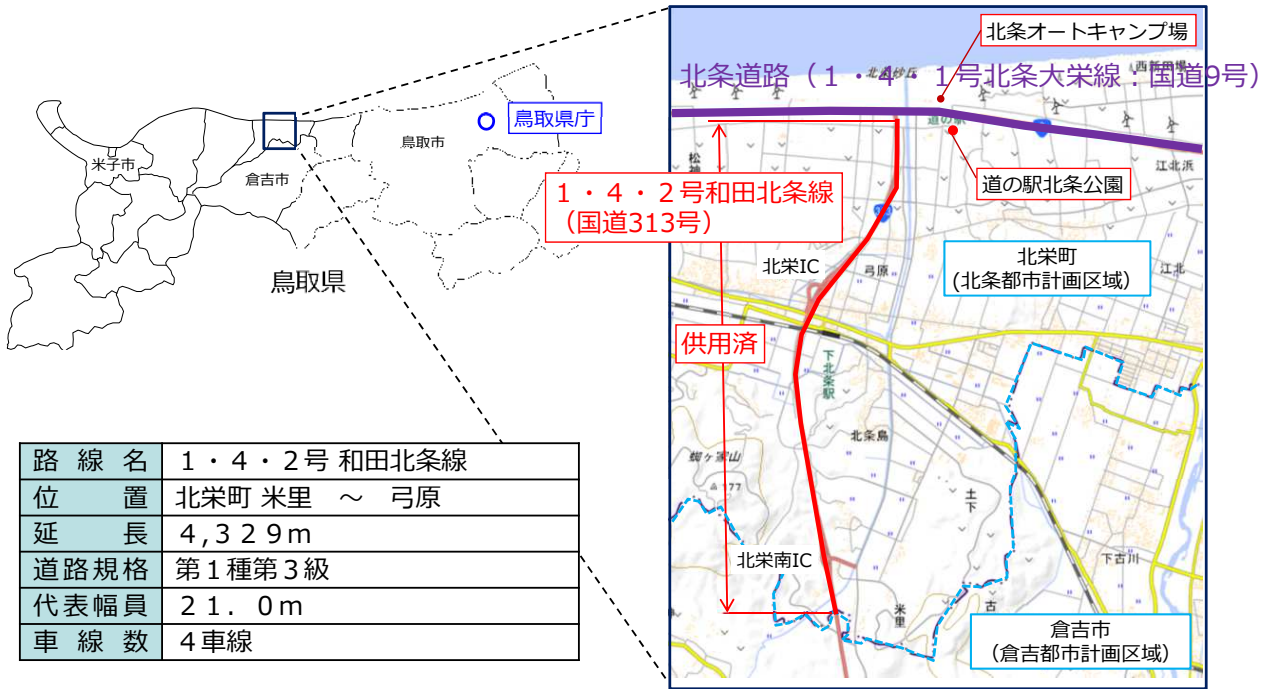
## 【 事業の流れと変更が生じる理由 】

段階的に内容・精度が精密になっていくことにより、計画変更が生じる



※随時、地元・関係機関協議の結果を反映する

- ・ 1・4・2号和田北条線（国道313号）は、山陰自動車道や米子自動車道と一体となった広域的な道路ネットワークを形成するため、**平成29年2月17日に都市計画決定**
- ・ 都市計画決定以降、地元調整や現地測量、詳細設計を実施し、用地買収など工事着手に向けて事業を進めている



## 計画の必要性：高速道路網ミッシングリンクの解消

山陰自動車道や米子自動車道と一体となって広域的な道路ネットワークを形成



- 北条道路(1・4・1号北条大栄線)と倉吉IC(1・5・1号関金和田線)を結ぶ道路
- ルートは、水田・山林、JR線及び沿線集落を横切り、砂丘農業地を通過
- 鉄道跨線の高架区間を除いて、主に盛土・切土で道路を構築する

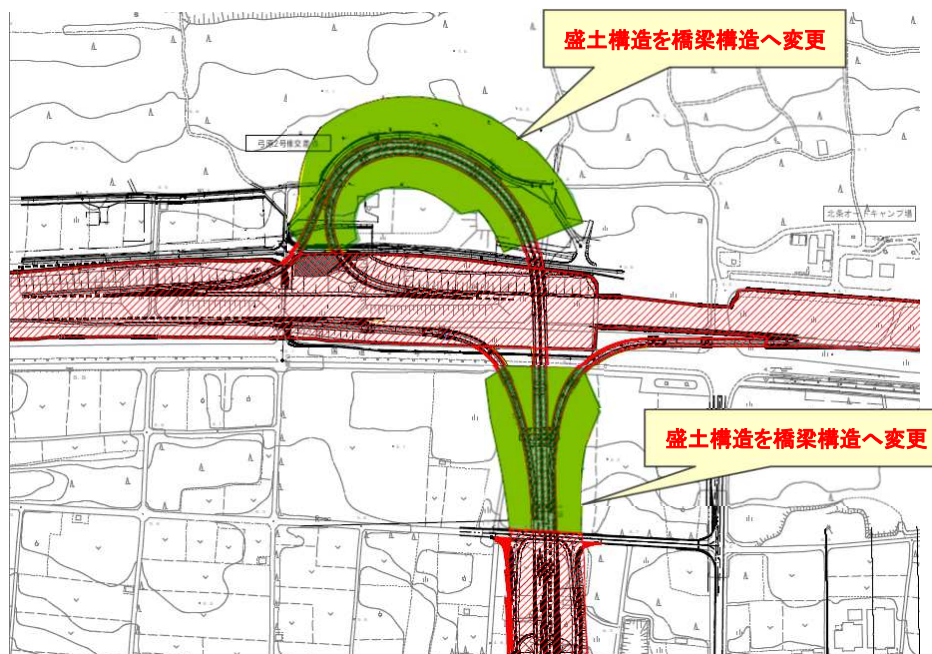


# 変更概要

延長 L=4, 329m(変更なし)

以下の理由による変更

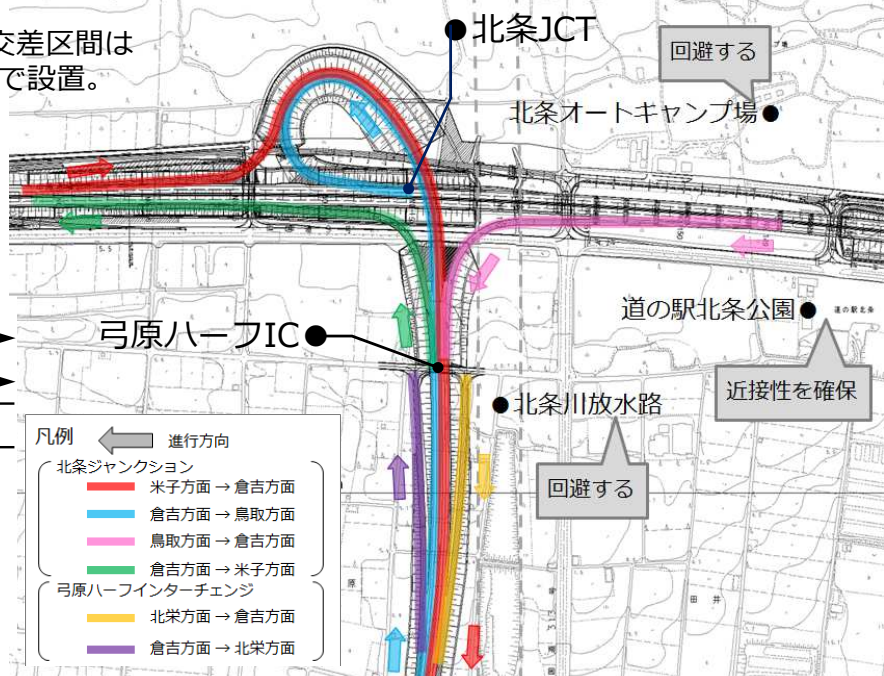
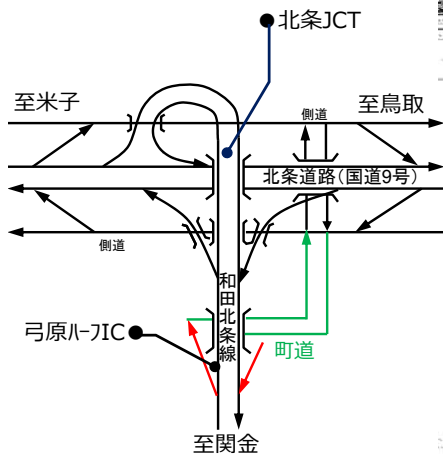
- ジャンクション部の道路構造について、盛土構造から橋梁構造に変更するため、都市計画決定された道路区域を変更するものである。



北条都市計画区域

【区間の概要】

- ・北条道路(国道9号)と和田北条線(国道313号)を完全立体型ジャンクション(北条JCT)で接続する。
- ・弓原ハーフICを設置して、周辺の市街地や道の駅等と連絡する。
- ・北条道路(国道9号)との交差区間は橋梁、その他の区間は盛土で設置。



凡例 ← 進行方向

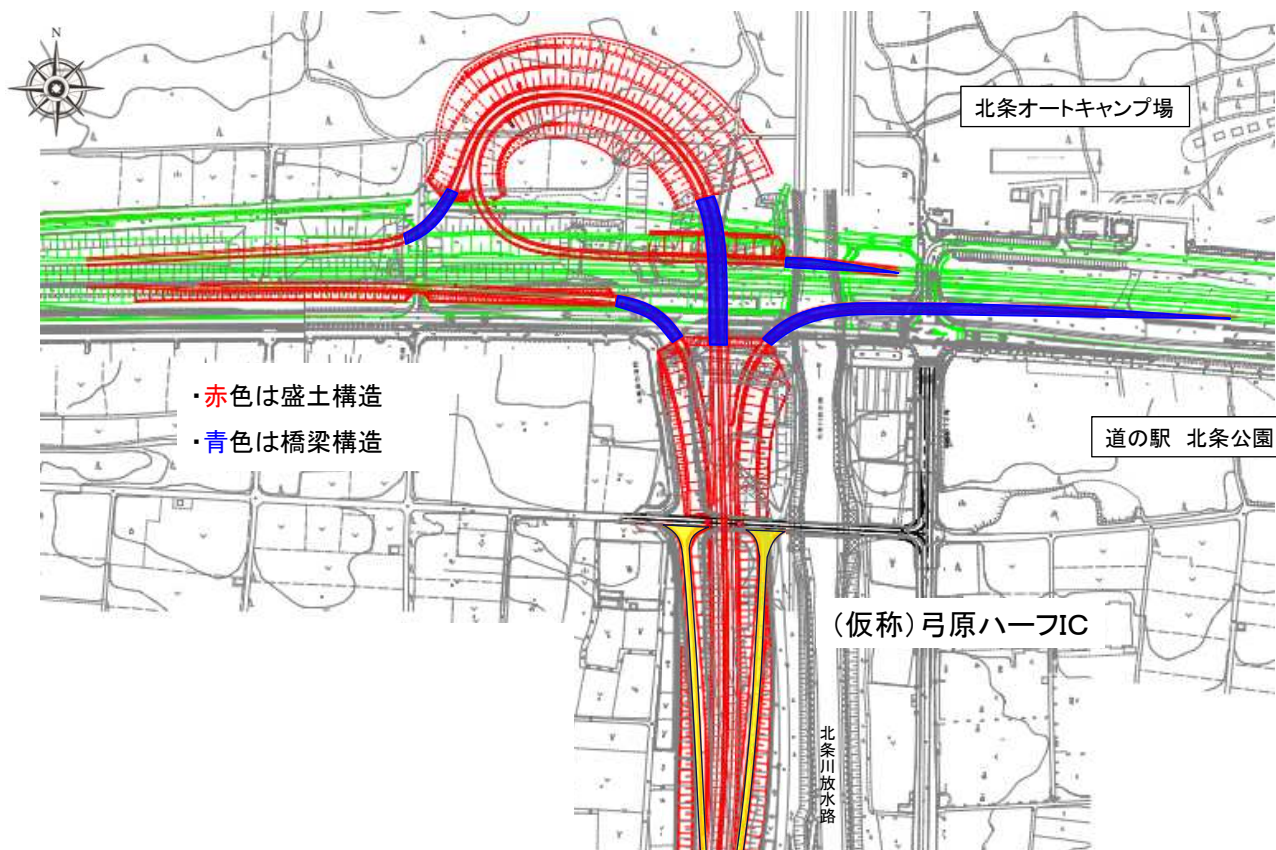
北条ジャンクション

- 米子方面 → 倉吉方面
- 倉吉方面 → 鳥取方面
- 鳥取方面 → 倉吉方面
- 倉吉方面 → 米子方面

弓原ハーフインターチェンジ

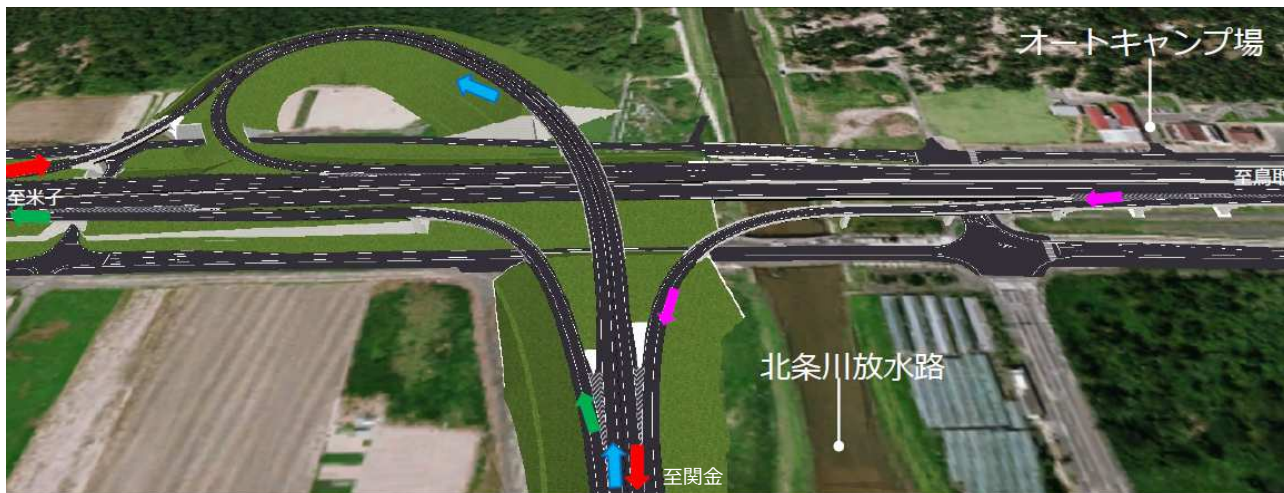
- 北条方面 → 倉吉方面
- 倉吉方面 → 北条方面

当初の平面図



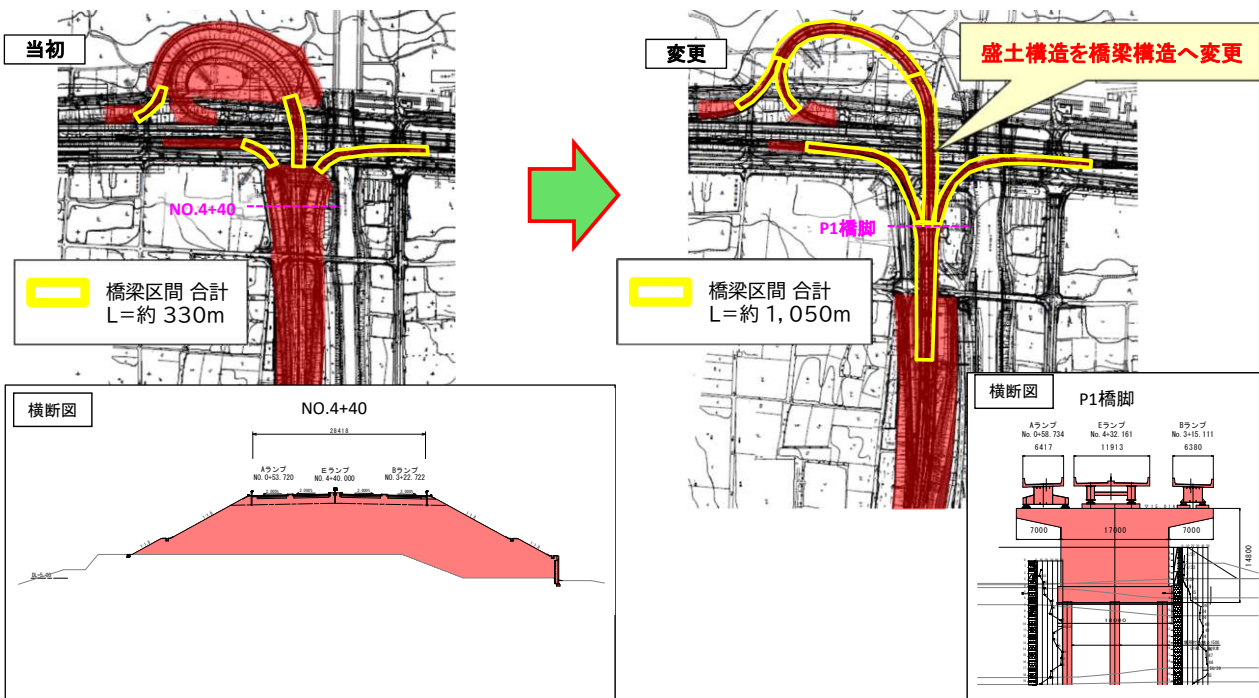
・赤色は盛土構造  
・青色は橋梁構造

[ 当初のイメージ図 ]

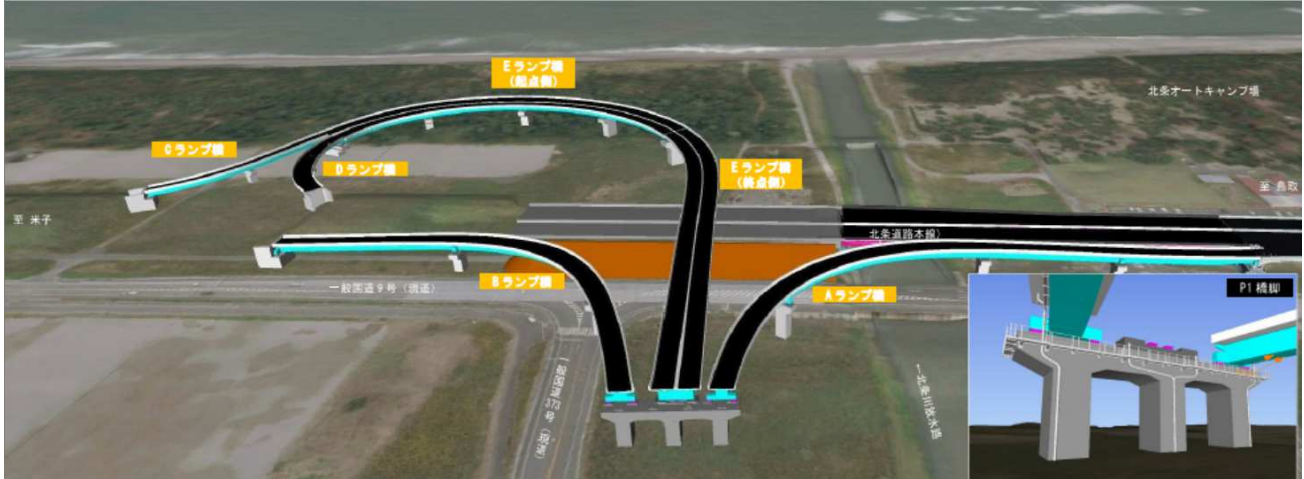


道路構造の変更

- 詳細な地質調査、地盤解析を行った結果、大規模な地震時に地盤が液状化し、通常の盛土構造では道路が沈下・変形することが判明した。
- 地盤の液状化を防ぐため、地盤改良を検討したが、大規模な地盤改良が必要となることが判明した。
- また、「盛土+地盤改良」と「橋梁」を比較検討した結果、一部の盛土区間においては橋梁構造に変更する方が経済的に有利となったことから、橋梁区間を延伸することとした。



[ 変更後の橋梁構造イメージ図 ]



【ジャンクション部の道路構造の変更】 盛土 ⇒ 橋梁構造

住民説明（意見聴取）の状況

地区及び地権者説明において、反対意見はありませんでした。

①地区への説明（参加者：3名）

説明先	説明日	説明の内容
北栄町弓原地区	R2.7.30	盛土の一部区間を橋梁構造へ見直し

②地権者への説明（地権者：15名）

説明先	説明日	説明の内容
地権者	R2.8.25～ 9.30	盛土の一部区間を橋梁構造へ見直し



各関係機関とも異なる旨、回答をいただきました。

①市町村への意見聴取 : 法第18条第1項

協議先	協議日	回答日	意見の内容
北栄町	R4.2.14	R4.2.18	異存なし

②道路管理者（鳥取県）への意見聴取 : 法第23条第6項

協議先	協議日	回答日	意見の内容
鳥取県	R4.2.14	R4.3.14	異存なし

③国土交通大臣への事前協議 : 法第18条第3項、法第21条

今回の変更は、都市計画法施行令で定める軽易な変更該当するため、国土交通大臣への協議は省略。

今回の変更は、都市計画法施行令で定める軽易な変更該当するため、国土交通大臣への協議は省略。

■都市計画法（昭和43年法律100号）（抜粋）  
（都道府県の都市計画の決定）

第18条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 略

3 都道府県は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画の決定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 略

（都市計画の変更）

第21条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第十三条第一項第二十号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要が明らかとなつたとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

2 第十七条から第十八条まで及び前二条の規定は、都市計画の変更（第十七条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第二項及び第三項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第十七条第五項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

■都市計画法施行令（昭和44年政令158号）（抜粋）  
（法第二十一条第二項の政令で定める軽易な変更）

第14条 法第二十一条第二項の政令で定める軽易な変更は、次の各号に掲げる規定を準用する場合について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 法第十七条、第十八条第二項又は第十九条第二項の規定 名称の変更

二 法第十八条第三項の規定 次に掲げるもの（口及び八に掲げるものにあつては、それぞれ国土交通省令で定めるものに限る。）

イ 名称の変更

ロ 位置、区域、面積又は構造の変更

ハ 一団地の官公庁施設に関する都市計画における公共施設、公益的施設又は建築物の配置の方針の変更

三 略

イ～ハ 略

R4年8月

第162回 都市計画審議会（本審議）

8月以降

都市計画決定告示